

事務連絡  
令和2年3月9日

障害者就労施設各位

岐阜県セルフ支援センター所長

### 出店販売施設募集について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は本会の事業推進に格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記内容の販売イベントが開催されます。つきましては、出店販売施設を募集しますので、出店を希望される場合は期日までに FAX にてお申し込みください。

#### 記

イ ベ ン ト 名	アペリティフ in 岐阜 2020
出 店 規 模	調整中（屋内）
販 売 日 時	令和2年5月17日（日）12:00～18:00
場 所	OKB ふれあい会館 2階アトリウムを予定
申 込 〆 切	令和2年4月6日（月）必着
備 考	・イベント主催者様より、出店に際しましての商品は問いませんが生ものを販売される場合は、細心の注意を払って頂くようお願い申し上げます。 ※主催者の判断で、販売がNGとなる場合もありますのでご承知おき下さい。 ・販売用机、イスはイベント主催者が準備。 ○参考 昨年度 出店施設：5施設 売上：121,590円

#### ◎コンプライアンス（法令遵守）

- ・価格表示をすること。
- ・販売物品は「薬機法」等に反しないものであり、「家庭用品品質表示法」等の必要な表示を行うこと。
- ・全ての販売物には、製造物責任法（通称 PL 法）が適用されます。

※食品表示法については、2020年4月から新法に基づく表示に完全移行します。ご参考までに下記をご覧ください。

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/food\\_labeling/food\\_labeling\\_act/pdf/food\\_labeling\\_act\\_180518\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_180518_0001.pdf)

(消費者庁〈事業者向け〉食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドラインから引用)

2020年4月以降、当センターが斡旋する販売会において、新法に基づく表示に対応できていない食品の販売はできませんのでご承知おき下さい。

### ◎お申し込み方法

・『令和2年度イベント出店申込書』に必要事項をご記入し、申込〆切日までに下記の番号にFAXして下さい。

FAX 番号 058-275-4888

### ◎販売方法について

各施設の販売員による対面販売、個別会計でお願いします。

### ◎出店施設の選定と連絡について

イベント主催者と協議の上、出店施設と内容、規模を決定します。出店の可否については、応募施設すべてにFAXで連絡をさせていただきます。ご不明な場合は事務局担当者までお問い合わせください。

### ◎利用料について

当センターより斡旋を受け、販売を実施した際、当センター設置規則第5条にもとづき、販売斡旋利用料として売上金額の5%を後日請求させていただきます。



※写真はイメージです。

岐阜県社会福祉協議会・セルフ支援センター（担当：飯田）

TEL 058-273-1111 FAX 058-275-4888

# 令和2年度イベント出店申込書

イベント名	アペリティフ in 岐阜 2020				
販売日時	令和2年5月17日(日)				
施設名	【施設名】 【住所】				
連絡先	TEL ( ) FAX ( ) 記入者名 ( )				
販売員	合計 _____ 名 (当日販売責任者名: _____ ) 【内訳】①職員 _____ 名 ②利用者 _____ 名 ③その他 _____ 名 (うち車いす利用者 _____ 名)				
販売内容		商品名	単価 (税込)	個数	食品表示の状況 (該当に○)
	1		@		新法・旧法
	2		@		新法・旧法
	3		@		新法・旧法
	4		@		新法・旧法
	5		@		新法・旧法
	6		@		新法・旧法
	7		@		新法・旧法
	8		@		新法・旧法
特記事項	※販売促進の行為等があれば記入してください。 ※各施設独自ののぼり旗を使用される際は、ご記入ください。				

岐阜県セルフ支援センター行き

FAX 058-275-4888